

417. 低圧架空引込線②・高圧架空引込線・低圧連接引込線の施設

<低圧架空引込線>

③ 架空引込線の高さ ※道路：歩行の用にのみ供される部分を除く

区分		基準	高さ
※道路を横断する場合	技術上やむを得ない場合において交通に支障の無い時	路面上	3m
	その他の場合		5m
鉄道または軌道を横断する場合		レール面上	5.5m
横断歩道橋の上に施設する場合		横断歩道橋の路面上	3m
上記以外	技術上やむを得ない場合において交通に支障の無い時	地表上	2.5m
	その他の場合		4m

低圧架空引込線の高さは左表に規定する値以上でなければならない



④ 電線の太さまたは引張強さ：電線(ケーブルを除く)は、引張強さ2.30kN以上の物または直径2.6mm以上の硬銅線でなければならない。ただし、径間が15m以下の場合に限り、引張強さ1.38kN以上の物または直径2mm以上の硬銅線を使用する事ができる

<高圧架空引込線>

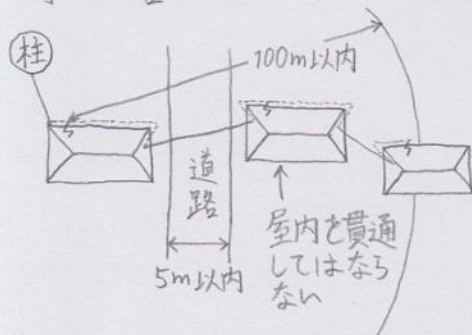
① 電線：高圧・特別高圧絶縁電線(引張強さ8.01kN以上の物または直径5mm以上の硬銅線)引下げ用高圧絶縁電線またはケーブルでなければならない

② 架空引込線の高さ：高圧架空引込線の高さは、原則として高圧架空電線と同様の高さを確保しなければならないが、工事上の制約等を考慮して、次に示す場合を除き、地表上3.5m以上に確保しなければならない。ただし、電線がケーブル以外の物である時は、その下方に危険である旨の表示を和する事ができる ※ただし、道路を横断する場合・鉄道または軌道を横断する場合・横断歩道橋の上に施設する場合

③ 他の工作物との離隔距離：原則として高圧架空電線と同様の離隔距離を確保しなければならないが、工事上の制約等を考慮して、高圧架空引込線を直接引き込んだ造営物との離隔距離は、危険の恐れが無ければ特に規制されない

<低圧連接引込線の施設>

・低圧引込線においては、家屋密集地などにおける柱上引込線の輻輳を避けるため、連接引込線の施設が認められている。高圧、特別高圧の引込線については、連接引込線の施設は禁止されている。低圧連接引込線の施設は、上記の低圧引込線の施設に準じて施設する他に、次により施設しなければならない(下図) ① 引込線の分岐点から100mを超える範囲にわたらない事 ② 幅5mを超える道路を横断しない事 ③ 屋内を貫通しない事



引込線は高圧、引張強さ、直径(硬銅線の場合)など、数字が多く登場するけど、頑張って覚えよう

